

我が国における政府系給付金の処分性及び
諸外国における完全自動化法制の策定状況に関する報告書
概要

令和5年3月

一般財団法人 行政管理研究センター

本報告書は、一般財団法人行政管理研究センター（以下、「当センター」という。）が総務省から受託した「我が国における政府系給付金の処分性及び諸外国における完全自動化法制の策定状況の調査研究」を取りまとめたものである。

第1において、「我が国における政府系給付金の処分性」、第2において、「諸外国における完全自動化法制の策定状況」について取りまとめた。また、それぞれについて整理表を作成した。

「我が国における政府系給付金の処分性」の部分について、裁判例を収集し、給付金の目的及び対象、給付の根拠、行政庁による不服申立ての教示の有無、裁判所による処分性の有無の判断、その他特記事項を中心に調査し、取りまとめた。また、法令等への記載事項と処分性の判断について整理した一覧表も作成した。裁判例の収集に当たっては、法律や国家予算に基づいて行われる政府系給付金の（不）支給決定の処分性が争点となっている裁判例を対象とした。そのため、条例に基づいて地方公共団体が行う給付金の（不）支給決定の処分性が争点となっている裁判例は対象外とした。本報告書では、この条件で抽出された裁判例の中から10件を扱った。

主に判例（福岡高等裁判所那覇支部平成5年12月9日（平成5年（行コ）第1号）など）において、政府系給付金の支給のようないわゆる給付行政は、本来、資金の交付を受けたいという私人の申込みに対する承諾という契約的な性質を有する非権力的なものであって、原則として処分性を有するものではないとの解釈の上で、立法政策として、法律等が、給付金の交付申請に対して行政庁が交付決定をするという手続を定め、右決定に対する不服申立手続を設けるなど、特に給付金の交付決定に処分性を与えたものと認められる場合には、右交付決定は行政事件訴訟法第3条第2項にいう「処分」に該当する場合もあるとの考えに則って処分性の有無の判断を行っている。

例外的に処分に該当する場合として、「行政庁が自らの内部規則として制定した規則は、これが補助金等の交付決定に処分性を認めることを前提とした法律ないし条例等の委任を受け、その法律ないし条例等と一体として処分性を付与していると認められ」る場合、「非権力的作用に属する行為の場合であっても、法が、一定の者に当該助成金の給付に関する申請権を与えるとともに、行政庁が、申請権を有する者の申請に基づき、支給・不支給の決定をして当該申請者の受給権の存否を判断するという手続を採用している場合」及び「当該行為の根拠となる法律が、行政上の要請に鑑み、特にこれを行政処分として構成することとして手続を置く等、その規定の文言・趣旨・制度の構造から、これを行政処分としたものと認められる場合」などを挙げていた。

また、最高裁（最高裁判所平成15年9月4日（平成11年（行ヒ）第99号））は、労働者災害補償保険法第23条第1項第2号及び労働者災害補償保険法施行規則第1条第3項等に基づく労災就学援護費について、「労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれ

ば、法は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、法第3章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために、労働福祉事業として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である。」とした上で、「所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、労働基準監督署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならない、労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するものといわなければならない。そうすると、労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものと解するのが相当である。」として処分性を認めた。

「諸外国における完全自動化法制の策定状況」の部分について、ドイツ、オーストリア及びイギリスの立法状況等を収集し、法律名、施行年月日、関係条項・条文、制定背景・目的、実装化の実施状況・検討状況、その他特記事項を中心に調査し、取りまとめた。また、各国の完全自動化法制の策定状況について整理した一覧表も作成した。

ドイツでは、課税手続現代化法が制定されたことにより、連邦行政手続、租税通則法及び社会法典10編が改正され、行政行為の完全自動化についての規定が設けられた。課税手続現代化法の立法趣旨は、租税通則法において秩序ある手続を現代化すること及び現代的かつ効率的な任務を実現する課税手続の永続的な維持が技術的、組織的及び法的な現代化に対する措置を必要とすることである。また、課税手続現代化法において「完全自動的な行政行為」に関する連邦行政手続法、租税通則法及び社会法典10編の3法を改正した目的は、行政手続法の3つの柱における行政行為を完全自動的に行う手段を挿入し、同時に3つの手続法の広範囲に及ぶ均一的な持続的発展を保障することであると考えられている。

オーストリアでは、家族負担補償法が改正されたことにより、2015年5月1日から国内で子供が生まれた場合に限定して、家族手当の支払いが申請なしに自動的に行われることとなった。同法第10条第1項では、家族手当は申請によってのみ認められていたところ、第10a条の制定により、家族手当給付の判断に必要なデータが財務官庁に自動的に送信され、給付請求権を持つ親の口座に自動的に振り込まれることとなる。家族手当の自動化の目的は、市民のためのサービスの最適化及び行政の簡素化である。

イギリスでは、EU GDPR 制定の影響を受けて2018年データ保護法が制定された。EU GDPR 第22条第1項では、プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定を禁止しているところ、同条第2項では、国内法を整備することによって当該規制が緩和される旨が規定されている。また、イギリスのEU離脱の影響により、EU GDPRを国内法化することとなり、UK GDPRが制定されたことにより、UK GDPR 第22条にも同様の規

定が設けられている。そして、UK GDPR 第 22 条第 2 項における国内法として、2018 年データ保護法第 14 条には、法律によって認められた自動意思決定に関する保護措置について定められた。このような法律の制定状況があるところ、イギリスでは、試験的にアルゴリズムツールが行政機関において用いられている。他方で、これらのアルゴリズムは、必ずしも意思決定を行うのではなく、補助手段として用いられるケースもある。